⑱　役員及び教職員の給与の明細

（単位：円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(90,359,144) 90,359,144	7	(155,481,579) 155,481,579	3
	非常勤	(—) 4,014,900	2	(—) —	—
	計	(90,359,144) 94,374,044	9	(155,481,579) 155,481,579	3
教職員	常勤	(14,013,792,694) 16,979,472,602	2,744	(1,763,410,055) 1,799,655,277	236
	非常勤	(—) 2,527,560,571	1,548	(—) 22,614,131	156
	計	(14,013,792,694) 19,507,033,173	4,292	(1,763,410,055) 1,822,269,408	392
合計	常勤	(14,104,151,838) 17,069,831,746	2,751	(1,918,891,634) 1,955,136,856	239
	非常勤	(—) 2,531,575,471	1,550	(—) 22,614,131	156
	計	(14,104,151,838) 19,601,407,217	4,301	(1,918,891,634) 1,977,750,987	395

(注)　①　役員に対する報酬等の支給の基準
国立大学法人金沢大学役員報酬規則によります。
②　教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準
一般国家公務員に準拠しています。
③　支給額には、法定福利費は含まれていません。
④　支給人員数は、年間平均支給人員数です。
⑤　常勤、非常勤の定義は、基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」によります。ここでいう常勤の教職員とは、「ガイドライン」中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた教職員のことであり、非常勤の教職員とは、常勤の教職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の教職員のことです。
⑥　（　）書きの金額は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長　16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額で内数です。

⑲　開示すべきセグメント情報

（単位：円）

区分	学域・研究域	附属病院	附属学校	研究所	共通施設	大学共通	合計
業務費用							
業務費	14,402,164,882	26,321,961,244	1,124,686,498	758,085,140	3,271,038,694	2,432,843,744	48,310,780,202
教育経費	1,713,553,981	17,707,138	124,557,041	—	303,432,939	370,863,090	2,530,114,189
研究経費	2,249,562,762	211,060,948	256,100	226,066,418	720,498,543	12,810,692	3,420,255,463